

香川県スポーツ施設管理運営規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
平成31年3月29日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第9号

香川県スポーツ施設管理運営規則等の一部を改正する規則
(香川県スポーツ施設管理運営規則の一部改正)

第1条 香川県スポーツ施設管理運営規則(昭和39年香川県教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後										改正前										
別表第1(第13条、第20条関係) 1 香川県立武道館使用料 (1) 競技場を利用する場合 ア 専用使用の場合										別表第1(第13条、第20条関係) 1 香川県立武道館使用料 (1) 競技場を利用する場合 ア 専用使用の場合										
時間 利用区分		9.00 ～ 13.00	13.00 ～ 17.00	17.00 ～ 21.00	9.00 ～ 17.00	9.00 ～ 21.00	9.00～17.00 において分割 して利用する 場合1時間に つき	17.00～21.00 において分割 して利用する 場合1時間に つき	9.00前又は 21.00後にお いて利用する 場合1時間に つき	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
アマチュア スポーツの 場合	入場料を徴 収する場合	<u>7,650</u>	<u>8,630</u>	<u>10,860</u>	<u>14,250</u>	<u>24,230</u>	<u>3,010</u>	<u>4,010</u>	<u>4,010</u>	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	入場料を徴 収しない場 合	<u>2,540</u>	<u>2,870</u>	<u>3,610</u>	<u>4,740</u>	<u>8,070</u>	<u>990</u>	<u>1,330</u>	<u>1,330</u>	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
アマチュア スポーツ以 外の場合	入場料を徴 収する場合	<u>30,660</u>	<u>34,560</u>	<u>43,490</u>	<u>57,060</u>	<u>96,920</u>	<u>12,050</u>	<u>16,080</u>	<u>16,080</u>	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	入場料を徴 収しない場 合	<u>7,650</u>	<u>8,630</u>	<u>10,860</u>	<u>14,250</u>	<u>24,230</u>	<u>3,010</u>	<u>4,010</u>	<u>4,010</u>	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
イ 専用使用でない場合										イ 専用使用でない場合										
利用区分	団体使用	個 人 使 用							個 人 使 用											
		一 般			生 徒 及 び 児 童				一 般			生 徒 及 び 児 童								
単 位	10人につき1時 間当たり	1人につき1回	1人につき1月	1人につき3月	1人につき1回	1人につき1月	1人につき3月	1人につき1回	1人につき1月	1人につき3月	1人につき1回	1人につき1月	1人につき3月	1人につき1回	1人につき1月	1人につき3月	1人につき1回	1人につき1月	1人につき3月	
使用料の額	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	
					1,250円									1,230円					920円	

(2) 附属施設、附属設備又は器具を利用する場合

利用区分	研修室を会議等に利用する場合		放送設備	シャワー (温水)	柔剣弓道具
	研修室	空調設備			
単位	1時間	1時間	1式1回	1回1時間	1回
使用料の額	650円	略	1,790円	780円	略

2 香川県立総合水泳プール使用料

(1) 水泳プールを利用する場合

ア 専用使用の場合

(ア) 全面利用の場合

利用区分	時間	9.00 ～ 17.00	9.00 ～ 13.00	13.00 ～ 17.00	17.00 ～ 20.00	9.00～20.00 において左の 区分による単 位時間を超え たとき1時間 につき	9.00前又は 20.00後にお いて利用する 場合1時間に つき				
								円	円	円	円
50メ ートル プー ル	アマチュアスポーツの場 合	入場料を徴収する場合		80,230	40,110	44,120	11,970	11,970			
		入場料を徴収 しない場合	一般	40,110	20,050	22,060	5,980	5,980			
			生徒及び児童	28,080	14,030	15,440	4,230	4,230			
		アマチュアスポーツ以外 の場合		入場料を徴収する場合		240,730	120,360	132,370	35,950	35,950	
		入場料を徴収しない場合		80,230	40,110	44,120	11,970	11,970			
25メ ートル プー ル	7月1 日から 9月15 日まで	アマチュアスポ ーツの場合	入場料を徴収する場合		37,740	18,870	20,750	16,960	5,630	5,630	
			入場料を徴収 しない場合	一般	18,870	9,430	10,370	8,480	2,810	2,810	
				生徒及び児童	14,140	7,060	7,780	6,350	2,090	2,090	
		アマチュアスポ ーツ以外の場合		入場料を徴収する場合		113,250	56,620	62,280	50,900	16,900	16,900
				入場料を徴収しない場合		37,740	18,870	20,750	16,960	5,630	5,630
		その他 の期間	アマチュアスポ ーツの場合	入場料を徴収する場合		75,500	37,740	41,520	33,790	11,260	11,260
	入場料を徴収 しない場合			一般	37,740	18,870	20,750	16,960	5,630	5,630	
				生徒及び児童	21,210	10,590	11,660	9,440	3,140	3,140	
	アマチュアスポ ーツ以外の場合		入場料を徴収する場合		226,520	113,250	124,570	101,440	33,810	33,810	
			入場料を徴収しない場合		75,500	37,740	41,520	33,790	11,260	11,260	
	飛込 みプ ール		アマチュアスポーツの場 合	入場料を徴収する場合		23,580	11,790	12,960	3,510	3,510	
		入場料を徴収 しない場合		一般	11,790	5,890	6,470	1,750	1,750		
生徒及び児童				7,060	3,520	3,880	1,040	1,040			
アマチュアスポーツ以外 の場合		入場料を徴収する場合		70,770	35,380	38,900	10,550	10,550			
		入場料を徴収しない場合		23,580	11,790	12,960	3,510	3,510			

(イ) コース利用の場合 (50メートルプール及び25メートルプール)

利用区分	単位	使用料の額	
利用する者の数が 20人未満の場合	7月1日から 9月15日まで	1コースにつき1回 (2時間以内)	370円に利用する者(一般)の数を乗じて得た額と260円に利用する者(生徒及び児童)の数を乗じて得た額との合計額に550円を加えた額
	その他の期間	1コースにつき1回 (2時間以内)	530円に利用する者(一般)の数を乗じて得た額と370円に利用する者(生徒及び児童)の数を乗じて得た額との合計額に550円を加えた額
利用する者の数が 20人以上の場合	7月1日から 9月15日まで	1コースにつき1回 (2時間以内)	290円に利用する者(一般)の数を乗じて得た額と200円に利用する者(生徒及び児童)の数を乗じて得た額との合計額に550円を加えた額
	その他の期間	1コースにつき1回 (2時間以内)	420円に利用する者(一般)の数を乗じて得た額と290円に利用する者(生徒及び児童)の数を乗じて得た額との合計額に550円を加えた額

(2) 附属施設、附属設備又は器具を利用する場合

利用区分	研修室を会議等に利用する場合		放送設備	シャワー (温水)	柔剣弓道具
	研修室	空調設備			
単位	1時間	1時間	1式1回	1回1時間	1回
使用料の額	640円	略	1,760円	770円	略

2 香川県立総合水泳プール使用料

(1) 水泳プールを利用する場合

ア 専用使用の場合

(ア) 全面利用の場合

利用区分	時間	9.00 ～ 17.00	9.00 ～ 13.00	13.00 ～ 17.00	17.00 ～ 20.00	9.00～20.00 において左の 区分による単 位時間を超え たとき1時間 につき	9.00前又は 20.00後にお いて利用する 場合1時間に つき				
								円	円	円	円
50メ ートル プー ル	アマチュアスポーツの場 合	入場料を徴収する場合		78,780	39,390	43,320	11,760	11,760			
		入場料を徴収 しない場合	一般	39,390	19,690	21,660	5,880	5,880			
			生徒及び児童	27,570	13,780	15,160	4,160	4,160			
		アマチュアスポーツ以外 の場合		入場料を徴収する場合		236,360	118,180	129,970	35,300	35,300	
		入場料を徴収しない場合		78,780	39,390	43,320	11,760	11,760			
25メ ートル プー ル	7月1 日から 9月15 日まで	アマチュアスポ ーツの場合	入場料を徴収する場合		37,060	18,530	20,380	16,660	5,530	5,530	
			入場料を徴収 しない場合	一般	18,530	9,260	10,190	8,330	2,760	2,760	
				生徒及び児童	13,890	6,940	7,640	6,240	2,060	2,060	
		アマチュアスポ ーツ以外の場合		入場料を徴収する場合		111,200	55,600	61,150	49,980	16,600	16,600
				入場料を徴収しない場合		37,060	18,530	20,380	16,660	5,530	5,530
		その他 の期間	アマチュアスポ ーツの場合	入場料を徴収する場合		74,130	37,060	40,770	33,180	11,060	11,060
	入場料を徴収 しない場合			一般	37,060	18,530	20,380	16,590	5,530	5,530	
				生徒及び児童	20,830	10,400	11,450	9,270	3,090	3,090	
	アマチュアスポ ーツ以外の場合		入場料を徴収する場合		222,410	111,200	122,310	99,600	33,200	33,200	
			入場料を徴収しない場合		74,130	37,060	40,770	33,180	11,060	11,060	
	飛込 みプ ール		アマチュアスポーツの場 合	入場料を徴収する場合		23,160	11,580	12,730	3,450	3,450	
		入場料を徴収 しない場合		一般	11,580	5,790	6,360	1,720	1,720		
生徒及び児童				6,940	3,460	3,810	1,030	1,030			
アマチュアスポーツ以外 の場合		入場料を徴収する場合		69,490	34,740	38,200	10,360	10,360			
		入場料を徴収しない場合		23,160	11,580	12,730	3,450	3,450			

(イ) コース利用の場合 (50メートルプール及び25メートルプール)

利用区分	単位	使用料の額	
利用する者の数が 20人未満の場合	7月1日から 9月15日まで	1コースにつき1回 (2時間以内)	370円に利用する者(一般)の数を乗じて得た額と260円に利用する者(生徒及び児童)の数を乗じて得た額との合計額に540円を加えた額
	その他の期間	1コースにつき1回 (2時間以内)	530円に利用する者(一般)の数を乗じて得た額と370円に利用する者(生徒及び児童)の数を乗じて得た額との合計額に540円を加えた額
利用する者の数が 20人以上の場合	7月1日から 9月15日まで	1コースにつき1回 (2時間以内)	280円に利用する者(一般)の数を乗じて得た額と200円に利用する者(生徒及び児童)の数を乗じて得た額との合計額に540円を加えた額
	その他の期間	1コースにつき1回 (2時間以内)	420円に利用する者(一般)の数を乗じて得た額と280円に利用する者(生徒及び児童)の数を乗じて得た額との合計額に540円を加えた額

イ 専用使用でない場合

(ア) 個人使用の場合

a スポーツ施設個人使用券を購入して利用する場合

利用区分	単位	使用料の額
略		
生徒及び児童	7月1日から 9月15日まで	1人につき1回 260
	略	

b スポーツ施設個人使用回数券を購入して利用する場合

利用区分	単位	使用料の額
一般	11枚つづり	5,430円 (7月1日から9月15日までの期間のみ利用する場合は、3,760円)
生徒及び児童	11枚つづり	3,760円 (7月1日から9月15日までの期間のみ利用する場合は、2,610円)

c スポーツ施設個人使用継続券を購入して利用する場合

利用区分	単位	使用料の額
一般	1人につき10回	円 3,250
生徒及び児童	1人につき10回	2,260

(イ) 団体 (20人以上) 使用の場合

利用区分	単位	使用料の額
一般	7月1日から 9月15日まで	円 290
	略	
生徒及び児童	略	
	その他の期間	1人につき1回 290

(2) トレーニングルームを利用する場合

ア スポーツ施設個人使用券又はスポーツ施設個人使用定期券を購入して利用する場合

利用区分	略	個人使用					
		一般			生徒		
単位		1人につき1回	1人につき1月	1人につき3月	略	1人につき1月	1人につき3月

イ 専用使用でない場合

(ア) 個人使用の場合

a スポーツ施設個人使用券を購入して利用する場合

利用区分	単位	使用料の額
略		
生徒及び児童	7月1日から 9月15日まで	1人につき1回 250
	略	

b スポーツ施設個人使用回数券を購入して利用する場合

利用区分	単位	使用料の額
一般	11枚つづり	5,340円 (7月1日から9月15日までの期間のみ利用する場合は、3,700円)
生徒及び児童	11枚つづり	3,700円 (7月1日から9月15日までの期間のみ利用する場合は、2,570円)

c スポーツ施設個人使用継続券を購入して利用する場合

利用区分	単位	使用料の額
一般	1人につき10回	円 3,200
生徒及び児童	1人につき10回	2,220

(イ) 団体 (20人以上) 使用の場合

利用区分	単位	使用料の額
一般	7月1日から 9月15日まで	円 280
	略	
生徒及び児童	略	
	その他の期間	1人につき1回 280

(2) トレーニングルームを利用する場合

ア スポーツ施設個人使用券又はスポーツ施設個人使用定期券を購入して利用する場合

利用区分	略	個人使用					
		一般			生徒		
単位		1人につき1回	1人につき1月	1人につき3月	略	1人につき1月	1人につき3月

使用料の額		<u>220円</u>	<u>1,750円</u>	<u>4,400円</u>		<u>1,250円</u>	<u>3,130円</u>
-------	--	-------------	---------------	---------------	--	---------------	---------------

イ スポーツ施設個人使用回数券を購入して利用する場合

利用区分	単 位	使用料の額
一 般	11枚つづり	円 <u>2,200</u>
生 徒	11枚つづり	<u>1,560</u>

(3) 略

(4) 附属設備又は器具を利用する場合

利用区分	単 位	使用料の額
自動審判計時装置	1式1回(4時間以内)	円 <u>2,340</u>
	4時間を超えたとき 1時間につき	<u>580</u>
放送設備	1式1回(4時間以内)	<u>1,750</u>
	略	
テ ン ト	1張り1回	<u>330</u>
略		

使用料の額		<u>210円</u>	<u>1,720円</u>	<u>4,320円</u>		<u>1,230円</u>	<u>3,080円</u>
-------	--	-------------	---------------	---------------	--	---------------	---------------

イ スポーツ施設個人使用回数券を購入して利用する場合

利用区分	単 位	使用料の額
一 般	11枚つづり	円 <u>2,160</u>
生 徒	11枚つづり	<u>1,540</u>

(3) 略

(4) 附属設備又は器具を利用する場合

利用区分	単 位	使用料の額
自動審判計時装置	1式1回(4時間以内)	円 <u>2,300</u>
	4時間を超えたとき 1時間につき	<u>570</u>
放送設備	1式1回(4時間以内)	<u>1,720</u>
	略	
テ ン ト	1張り1回	<u>320</u>
略		

(香川県立屋島少年自然の家の管理運営に関する規則の一部改正)

第2条 香川県立屋島少年自然の家の管理運営に関する規則(昭和46年香川県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表(第11条関係)				別表(第11条関係)			
区 分	単 位	金 額		区 分	単 位	金 額	
体育館使用料 専用使用の場合	9時から17時までの間 1時間当たり	<u>930円</u>		体育館使用料 専用使用の場合	9時から17時までの間 1時間当たり	<u>920円</u>	
	17時から21時までの間 1時間当たり	<u>1,180円</u>			17時から21時までの間 1時間当たり	<u>1,160円</u>	
専用使用でない場合	略			専用使用でない場合	略		

	17時から21時までの間 バレーコート1面につ き1時間当たり	<u>580円</u>
宿泊施設使用料 一般 略	1人につき1泊	<u>930円</u>
小学校児童以下 会議室使用料	1人につき1泊	<u>340円</u>
大会議室 略	1時間当たり	<u>580円</u>
	8時間を超える場合は、大会議室に あつては <u>4,640円</u> 、2階会議室及び 3階会議室にあつては1,120円とす る。	
附属設備及び物品の使用料 カッター	1艇につき4時間当た り	<u>1,410円</u>
略		
キャンプ用炊事用具	1式につき食事1回	<u>230円</u>
冷房使用料		
大会議室	1時間当たり	<u>930円</u>
2階会議室	1時間当たり	<u>580円</u>
3階会議室	1時間当たり	<u>870円</u>
略		
暖房使用料		
大会議室	1時間当たり	<u>930円</u>
2階会議室	1時間当たり	<u>560円</u>
3階会議室	1時間当たり	<u>840円</u>
略		

備考
略

	17時から21時までの間 バレーコート1面につ き1時間当たり	<u>570円</u>
宿泊施設使用料 一般 略	1人につき1泊	<u>920円</u>
小学校児童以下 会議室使用料	1人につき1泊	<u>330円</u>
大会議室 略	1時間当たり	<u>570円</u>
	8時間を超える場合は、大会議室に あつては <u>4,560円</u> 、2階会議室及び 3階会議室にあつては1,120円とす る。	
附属設備及び物品の使用料 カッター	1艇につき4時間当た り	<u>1,390円</u>
略		
キャンプ用炊事用具	1式につき食事1回	<u>220円</u>
冷房使用料		
大会議室	1時間当たり	<u>920円</u>
2階会議室	1時間当たり	<u>570円</u>
3階会議室	1時間当たり	<u>860円</u>
略		
暖房使用料		
大会議室	1時間当たり	<u>920円</u>
2階会議室	1時間当たり	<u>550円</u>
3階会議室	1時間当たり	<u>830円</u>
略		

備考
略

(事務委任施設管理運営規則の一部改正)

第3条 事務委任施設管理運営規則(平成16年香川県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

別表第1（第8条の2関係）

有料公園施設の名称	表示場所	単 位	使用料の額
香川県営 野球場	外野グラウンドフェ ンス（中堅側）	1年 表示面積1平 方メートル	<u>44,000円</u>
	外野グラウンドフェ ンス（両翼側）	1年 表示面積1平 方メートル	<u>37,700円</u>
	内野グラウンドフェ ンス	1年 表示面積1平 方メートル	<u>25,130円</u>

別表第2（第9条関係）

1 総合運動公園の使用料

有料公園 施設の名 称	使 用 区 分		午前9時か ら午後5時 までの間に おいて使用 時間を分割 して使用す る場合の1 時間当たり の使用料	午前9時前 又は午後5 時後の時間 において使 用する場合 の1時間当 たりの使用 料
香川県営 野球場	基本施設（ グラウンド、 ダッグアウ ト、選手控 室、更衣室 及びグラウ ンドキーパ ーブース）	アマチュアスポ ーツの場合 入場料を徴収 しない場合 生徒及び児 童	<u>1,190円</u>	<u>1,190円</u>
		一般 略 アマチュアスポ ーツ以外の場合	<u>2,980円</u>	<u>2,980円</u>

改正前

別表第1（第8条の2関係）

有料公園施設の名称	表示場所	単 位	使用料の額
香川県営 野球場	外野グラウンドフェ ンス（中堅側）	1年 表示面積1平 方メートル	<u>43,200円</u>
	外野グラウンドフェ ンス（両翼側）	1年 表示面積1平 方メートル	<u>37,020円</u>
	内野グラウンドフェ ンス	1年 表示面積1平 方メートル	<u>24,680円</u>

別表第2（第9条関係）

1 総合運動公園の使用料

有料公園 施設の名 称	使 用 区 分		午前9時か ら午後5時 までの間に おいて使用 時間を分割 して使用す る場合の1 時間当たり の使用料	午前9時前 又は午後5 時後の時間 において使 用する場合 の1時間当 たりの使用 料
香川県営 野球場	基本施設（ グラウンド、 ダッグアウ ト、選手控 室、更衣室 及びグラウ ンドキーパ ーブース）	アマチュアスポ ーツの場合 入場料を徴収 しない場合 生徒及び児 童	<u>1,170円</u>	<u>1,170円</u>
		一般 略 アマチュアスポ ーツ以外の場合	<u>2,930円</u>	<u>2,930円</u>

		入場料を徴収しない場合 略	<u>5,960円</u>	<u>5,960円</u>
	附属施設	本部室、役員控室、審判員控室、バットスイング場、ブルペン及びトレーニングスペース 略 スコアボード 略 シャワー室 温水使用 略	<u>970円</u>	<u>970円</u>
			<u>1,040円</u>	<u>1,040円</u>
			<u>730円</u>	<u>730円</u>
香川県営 第2野球場	基本施設（グラウンド及びダッグアウト）	アマチュアスポーツの場合 生徒及び児童一般 アマチュアスポーツ以外の場合	<u>930円</u> <u>2,370円</u> <u>4,740円</u>	<u>930円</u> <u>2,370円</u> <u>4,740円</u>
	附属施設	略 記録放送室及び放送機器 スコアボード	<u>250円</u> <u>250円</u>	<u>250円</u> <u>250円</u>
香川県営 テニス場	略			
	附属施設	略 記録放送室及び放送機器 スコアボード シャワー室 団体 温水使用 略	<u>250円</u> <u>250円</u> <u>730円</u>	<u>250円</u> <u>250円</u> <u>730円</u>

		入場料を徴収しない場合 略	<u>5,860円</u>	<u>5,860円</u>
	附属施設	本部室、役員控室、審判員控室、バットスイング場、ブルペン及びトレーニングスペース 略 スコアボード 略 シャワー室 温水使用 略	<u>960円</u>	<u>960円</u>
			<u>1,030円</u>	<u>1,030円</u>
			<u>720円</u>	<u>720円</u>
香川県営 第2野球場	基本施設（グラウンド及びダッグアウト）	アマチュアスポーツの場合 生徒及び児童一般 アマチュアスポーツ以外の場合	<u>920円</u> <u>2,330円</u> <u>4,660円</u>	<u>920円</u> <u>2,330円</u> <u>4,660円</u>
	附属施設	略 記録放送室及び放送機器 スコアボード	<u>240円</u> <u>240円</u>	<u>240円</u> <u>240円</u>
香川県営 テニス場	略			
	附属施設	略 記録放送室及び放送機器 スコアボード シャワー室 団体 温水使用 略	<u>240円</u> <u>240円</u> <u>720円</u>	<u>240円</u> <u>240円</u> <u>720円</u>

香川県営 サッカー ・ラグビ ー場	基本施設（ グラウンド 及び更衣室）	アマチュアスポ ーツの場合 入場料を徴収 しない場合 生徒及び児 童	<u>810円</u>	<u>810円</u>
		一般	<u>2,040円</u>	<u>2,040円</u>
		略		
		アマチュアスポ ーツ以外の場合 入場料を徴収 しない場合 略	<u>4,100円</u>	<u>4,100円</u>
	附属施設	略		
		記録放送室及び 放送機器	<u>250円</u>	<u>250円</u>
		スコアボード	<u>250円</u>	<u>250円</u>
		略		
		シャワー室 温水使用	<u>730円</u>	<u>730円</u>
		略		
香川県営 第2サッ カー・ラ グビー場	基本施設（ グラウンド）	アマチュアスポ ーツの場合 生徒及び児童 一般	<u>640円</u> <u>1,620円</u>	<u>640円</u> <u>1,620円</u>
		アマチュアスポ ーツ以外の場合	<u>3,250円</u>	<u>3,250円</u>
	附属施設	スコアボード	<u>250円</u>	<u>250円</u>
香川県営 相撲場	基本施設（ 本土俵及び 練習土俵）	本土俵及び練習 土俵を使用する 場合 生徒及び児童 一般	<u>230円</u> <u>590円</u>	<u>230円</u> <u>590円</u>
		練習土俵のみを		

香川県営 サッカー ・ラグビ ー場	基本施設（ グラウンド 及び更衣室）	アマチュアスポ ーツの場合 入場料を徴収 しない場合 生徒及び児 童	<u>800円</u>	<u>800円</u>
		一般	<u>2,010円</u>	<u>2,010円</u>
		略		
		アマチュアスポ ーツ以外の場合 入場料を徴収 しない場合 略	<u>4,030円</u>	<u>4,030円</u>
	附属施設	略		
		記録放送室及び 放送機器	<u>240円</u>	<u>240円</u>
		スコアボード	<u>240円</u>	<u>240円</u>
		略		
		シャワー室 温水使用	<u>720円</u>	<u>720円</u>
		略		
香川県営 第2サッ カー・ラ グビー場	基本施設（ グラウンド）	アマチュアスポ ーツの場合 生徒及び児童 一般	<u>630円</u> <u>1,600円</u>	<u>630円</u> <u>1,600円</u>
		アマチュアスポ ーツ以外の場合	<u>3,200円</u>	<u>3,200円</u>
	附属施設	スコアボード	<u>240円</u>	<u>240円</u>
香川県営 相撲場	基本施設（ 本土俵及び 練習土俵）	本土俵及び練習 土俵を使用する 場合 生徒及び児童 一般	<u>220円</u> <u>580円</u>	<u>220円</u> <u>580円</u>
		練習土俵のみを		

	使用する場合 専用使用の場 合 略 一般		290円	290円
附属施設	シャワー室 専用使用の場 合 温水使用 略		730円	730円

備考
略

2 附属設備又は器具の使用料

有料公園施設の名称	区 分	単 価	使用料の額
香川県営相撲場	テント	1張り1回	330円

別表第3（第9条の3関係）

1 競技場の使用料

使用区分	午後5時から午後9時までの使用料の額	午後1時から午後9時までの使用料の額	午前9時から午後9時までの使用料の額	午前9時から午後9時までの間に おいて使用する場 合の1時間当 たりの使用料 の額	午前9時から午後9時 後9時後の時間 において使用する 場合の1時間当 たりの使用料 の額
基本施設 (グラウ)					
専用使用の場 合 (アマチュア スポーツの)					

	使用する場合 専用使用の場 合 略 一般		280円	280円
附属施設	シャワー室 専用使用の場 合 温水使用 略		720円	720円

備考
略

2 附属設備又は器具の使用料

有料公園施設の名称	区 分	単 価	使用料の額
香川県営相撲場	テント	1張り1回	320円

別表第3（第9条の3関係）

1 競技場の使用料

使用区分	午後5時から午後9時までの使用料の額	午後1時から午後9時までの使用料の額	午前9時から午後9時までの使用料の額	午前9時から午後9時 後9時後の時間 において使用する 場合の1時間当 たりの使用料 の額	午前9時から午後9時 後9時後の時間 において使用する 場合の1時間当 たりの使用料 の額
基本施設 (グラウ)					
専用使用の場 合 (アマチュア スポーツの)					

ンド、雨天走路及び更衣室)	場合 入場料を徴収しない場合 学校、競技協会、教育委員会その他教育関係団体（以下「学校等」という。） 学校等以外のもの	<u>10,470円</u>	<u>15,700円</u>	<u>23,560円</u>	<u>3,130円</u>	<u>3,130円</u>
	略 アマチュアスポーツ以外の場合 入場料を徴収しない場合 略	<u>27,860円</u>	<u>41,900円</u>	<u>62,850円</u>	<u>8,370円</u>	<u>8,370円</u>
	略 アマチュアスポーツ以外の場合 入場料を徴収しない場合 略	<u>41,900円</u>	<u>62,850円</u>	<u>94,280円</u>	<u>12,560円</u>	<u>12,560円</u>
附属施設	第1トレーニングルーム 専用使用の場合 第2トレーニングルーム 専用使用の場合	<u>5,230円</u>	<u>7,850円</u>	<u>11,830円</u>	<u>1,560円</u>	<u>1,560円</u>
		<u>1,670円</u>	<u>2,610円</u>	<u>3,760円</u>	略	略

ンド、雨天走路及び更衣室)	場合 入場料を徴収しない場合 学校、競技協会、教育委員会その他教育関係団体（以下「学校等」という。） 学校等以外のもの	<u>10,280円</u>	<u>15,420円</u>	<u>23,140円</u>	<u>3,080円</u>	<u>3,080円</u>
	略 アマチュアスポーツ以外の場合 入場料を徴収しない場合 略	<u>27,360円</u>	<u>41,140円</u>	<u>61,710円</u>	<u>8,220円</u>	<u>8,220円</u>
	略 アマチュアスポーツ以外の場合 入場料を徴収しない場合 略	<u>41,140円</u>	<u>61,710円</u>	<u>92,570円</u>	<u>12,340円</u>	<u>12,340円</u>
附属施設	第1トレーニングルーム 専用使用の場合 第2トレーニングルーム 専用使用の場合	<u>5,140円</u>	<u>7,710円</u>	<u>11,620円</u>	<u>1,540円</u>	<u>1,540円</u>
		<u>1,640円</u>	<u>2,570円</u>	<u>3,700円</u>	略	略

記録放送室及び放送機器	1,670円	2,610円	3,760円	略	略
大型映像装置					
アマチュアスポーツの場合	19,800円	30,250円	45,370円	6,050円	6,050円
アマチュアスポーツ以外の場合	59,400円	90,750円	136,120円	18,150円	18,150円
会議室	1,670円	2,610円	3,760円	略	略
特別会議室	3,450円	5,230円	7,850円	1,030円	1,030円

備考
略

2 補助競技場の使用料

使用区分	午前9時から午後5時までの間において使用時間を分割して使用する場合の1時間当たりの使用料の額	午前9時前又は午後5時後の時間において使用する場合の1時間当たりの使用料の額
専用使用の場合 アマチュアスポーツの場合		
学校等	830円	830円
学校等以外のもの	1,670円	1,670円
アマチュアスポーツ以外の場合	3,350円	3,350円

備考
略

3 回数券により利用する場合の使用料

有料公園施設の名称	使用区分	種類	使用料の額
競技場	基本施設（グ）	専用使用でな	

記録放送室及び放送機器	1,640円	2,570円	3,700円	略	略
大型映像装置					
アマチュアスポーツの場合	19,440円	29,700円	44,550円	5,940円	5,940円
アマチュアスポーツ以外の場合	58,320円	89,100円	133,650円	17,820円	17,820円
会議室	1,640円	2,570円	3,700円	略	略
特別会議室	3,390円	5,140円	7,710円	1,020円	1,020円

備考
略

2 補助競技場の使用料

使用区分	午前9時から午後5時までの間において使用時間を分割して使用する場合の1時間当たりの使用料の額	午前9時前又は午後5時後の時間において使用する場合の1時間当たりの使用料の額
専用使用の場合 アマチュアスポーツの場合		
学校等	820円	820円
学校等以外のもの	1,640円	1,640円
アマチュアスポーツ以外の場合	3,290円	3,290円

備考
略

3 回数券により利用する場合の使用料

有料公園施設の名称	使用区分	種類	使用料の額
競技場	基本施設（グ）	専用使用でな	

	ラウンド、雨天走路及び更衣室)	い場合 生徒及び児童 一般	150円券 (11枚) 300円券 (11枚)	<u>1,560円</u> <u>3,130円</u>
	附属施設	第1トレーニングルーム 専用使用でない場合 生徒 一般 第2トレーニングルーム 専用使用でない場合 生徒 一般	150円券 (11枚) 300円券 (11枚) 150円券 (11枚) 300円券 (11枚)	<u>1,560円</u> <u>3,130円</u> <u>1,560円</u> <u>3,130円</u>
補助競技場	専用使用でない場合 略 一般		100円券 (11枚)	<u>1,030円</u>

4 附属設備又は器具の使用料

有料公園施設の名称	区 分	単 価	使用料の額
競技場	陸上競技用器具	一式1回	<u>15,700円</u>
	サッカー用器具	一式1回	<u>3,130円</u>
	ラグビー用器具	一式1回	<u>3,130円</u>
補助競技場	陸上競技用器具	一式1回	<u>10,470円</u>
	サッカー用器具	一式1回	<u>1,030円</u>

	ラウンド、雨天走路及び更衣室)	い場合 生徒及び児童 一般	150円券 (11枚) 300円券 (11枚)	<u>1,540円</u> <u>3,080円</u>
	附属施設	第1トレーニングルーム 専用使用でない場合 生徒 一般 第2トレーニングルーム 専用使用でない場合 生徒 一般	150円券 (11枚) 300円券 (11枚) 150円券 (11枚) 300円券 (11枚)	<u>1,540円</u> <u>3,080円</u> <u>1,540円</u> <u>3,080円</u>
補助競技場	専用使用でない場合 略 一般		100円券 (11枚)	<u>1,020円</u>

4 附属設備又は器具の使用料

有料公園施設の名称	区 分	単 価	使用料の額
競技場	陸上競技用器具	一式1回	<u>15,420円</u>
	サッカー用器具	一式1回	<u>3,080円</u>
	ラグビー用器具	一式1回	<u>3,080円</u>
補助競技場	陸上競技用器具	一式1回	<u>10,280円</u>
	サッカー用器具	一式1回	<u>1,020円</u>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までにスポーツ施設に係るスポーツ施設個人使用回数券、スポーツ施設個人使用継続券又はスポーツ施設個人使用定期券（以下「回数券等」という。）を購入し、施行日以後当該回数券等によりスポーツ施設を利用する者の使用料の額については、第1条の規定による改正後の香川県スポーツ施設管理運営規則別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日の前日までに香川県立丸亀競技場に係る運動施設個人使用回数券を購入し、施行日以後当該回数券により香川県立丸亀競技場を利用する者の使用料の額については、第3条の規定による改正後の事務委任施設管理運営規則別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。